

意見の概要及び国土交通省の考え方

意見の概要	国土交通省の考え方
<p>実務経験要件について、教育や研究を実務経験に含まないのであれば、大学院におけるインターンシップを実務経験に含めるのはおかしいのではないか。</p>	<p>社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会のとりまとめ(平成19年12月)を踏まえ、設計・工事監理等に関する業務についての実務訓練と同等となる内容を充足している場合は、大学院におけるインターンシップを実務経験に含めることとしています。</p>
<p>実務経験として建築基準法第93条に定める消防長の同意が認められる一方で、敷地等に関する建築基準関係規定の審査が実務経験として認められないのは不公平ではないか。</p>	<p>社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会のとりまとめ(平成19年12月)を踏まえ、建築物の設計・工事監理に資する実務に限定しているところです。</p>
<p>型式認定等を受けたプレハブ住宅のシステム設計、標準化、量産化に関する業務は実務経験として認めるべきではないか。</p>	<p>建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)において、設計に関する実務を実務経験として認めることとしており、ご指摘の業務が建築物の設計に関するものであれば、実務経験として認められることとなります。</p>
<p>大学院におけるインターンシッププログラムについて、受入先の量は大都市圏と地方とで格差がないようにすべきではないか。</p>	<p>社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会のとりまとめ(平成19年12月)を踏まえ、設計・工事監理等に関する業務についての実務訓練と同等となる内容を充足している場合は、大学院におけるインターンシップを実務経験に含めることとしています。</p>
<p>大学院におけるインターンシッププログラムについて、単位数を条件として大学院の実務経験を認めるからには、単位認定の状況と当該単位がどの程度の実務経験に基づくかを評価する仕組みを導入すべきではないか。</p>	<p>大学院におけるインターンシッププログラムについては、個々の大学院の課程より、シラバス及び補足説明資料を提出してもらい、単位認定の状況を踏まえて実務経験として認められるかを判断する予定としています。</p>